

ホームヘルプサービス

(障害福祉サービス事業所)

障害福祉サービスとは、障がいのある人が自らサービス内容や事業者・施設を選択し、契約により各種サービスを利用する制度です。該当するサービスを利用する前に、支給申請をし、支給決定を受ける必要があります。

居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助を行うサービスです。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。

障害福祉サービス 利用の流れ

1 相談・申請

サービスが必要な方は、市町村の窓口などに相談のうえ、申請してください。

2 調査

支給の申請を行うと、現在の生活や障がいの状況についての調査（アセスメント）が行われます。

3 審査・判定

調査結果やかかりつけの医師の意見書をもとに審査・判定が行われ、どの位サービスが必要な状態か（障害程度区分）が決められます。

4 認定・通知

障害程度区分や介護する方の状況、申請者の要望などをもとに、サービス支給量などが決まり、通知され、受給者証が交付されます。

5 利用開始

事業者と契約することでサービスが利用できます。

※費用負担は収入により異なります。

※訪問介護員が2人でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常料金の2倍の金額をいただきます。